

池田町歳入・歳出決算における健全化判断比率分析について

健全化判断比率とは

健全化法においては、地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模(※)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

※標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を指す。

【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{標準財政規模} \\ & = (\text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \\ & \times 100 \div 75 + \text{各種譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} \\ & + \text{普通交付税} \end{aligned}$$

②連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率(過去3ヵ年の平均)であり、18.0%を超えると起債の発行等には県知事の許可が必要となり、25.0%を超えると一部の起債発行が制限される。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

■池田町における平成28年度健全化判断比率

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 28 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	15.0
連結実質赤字比率	-	-	20.0
実質公債費比率	6.8	4.8	25.0
将来負担比率	-	-	350.0

※「-」の表示は実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の該当がないことを示す。

■説明

①実質赤字比率

平成 28 年度の池田町の一般会計等の実質収支は 3 億 378 万円の黒字であり、実質赤字は生じていない。

②連結実質赤字比率

平成 28 年度の池田町の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字にはなっていない。

③実質公債費比率

平成 28 年度の池田町の実質公債費比率(平成 26 年度～28 年度の 3 ヶ年平均)は 4.8%となり、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回る水準となっている。単年度における比率は、7.5% (26 年度)、4.4% (27 年度)、2.7% (28 年度)となっている。比率低下の要因としては、一般会計における地方債償還額が昨年度と比較し減少していることが挙げられる。

④将来負担比率

平成 28 年度の池田町の将来負担比率は昨年同様「該当なし」となった。

この比率がマイナスとなることについては、池田町が 28 年度末段階における将来負担を 28 年度末段階において保有する現金等の資産を使用して返済できることを意味しており、将来における財政圧迫度が低いことを示している。

地方債現在高は昨年度と比較し増加しているが、基準財政需要額算入見込額の高い過疎対策事業債や辺地対策事業債の増加によるものであること、将来負担への充当可能基金残高が昨年度と比較し大幅に増加したことが要因に挙げられる。

平成28年度

池田町歳入・歳出決算における資金不足比率分析について

資金不足比率とは

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととなる。

■池田町における平成28年度資金不足比率

特別会計名称	平成 27 年度	平成 28 年度	経営健全化基準
簡易水道特別会計	-	-	20.0
下水道事業特別会計	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0

※「-」の表示は資金不足がないことを示している。

■説明

平成 28 年度の池田町の各特別会計決算における資金不足は生じておらず、昨年同様、資金不足比率の該当はない。